

令和元年5月14日

監事監査報告書

学校法人敬愛学園
理事長江島清彦殿

学校法人敬愛学園

監事 最上栄蔵 

監事 神成俊行 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び敬愛学園寄附行為第18条の規程に基づき、学校法人敬愛学園の平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事から業務報告を聴取し、重要書類を閲覧する等の必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人敬愛学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上